

# 令和4年度 第1回 教科用図書選定審議会 議事概要

令和4年4月22日(金)

10:00~12:00

岡山県庁3階 大会議室

## 1 開会

教育長挨拶

## 2 選定審議会委員紹介

## 3 事務局より説明

- (1) 教科用図書の種類について
- (2) 県教育委員会の役割について
- (3) 教科用図書選定審議会の役割について
- (4) 令和4年度教科用図書選定審議会日程

## 4 会長、副会長の選出

## 5 諮問

## 6 議事

### I 「採択基準」について

#### 【1 採択の方針】

---

(●事務局：「採択の方針」を説明))

○委員長：初めて委員になられた方にとっては難しい部分もあると思われるため補足すると、この審議会に課せられている役割というのは、教科用図書を採択するときの様々な基本的な方針や考え方をきちんと整えておくというところであって、我々が採択をするわけではない。このような視点でぜひご検討いただきたい。

○委員：採択権者は専門かつ綿密な調査研究を充実させることとあるが、市町村においても調査研究等を行っているのか。

●事務局：県教委において調査研究をし、これを市町村教委に示し、各市町村教育委員会において採択する。その際にはそれぞれの教科書の調査研究を行った上で採択するため、市町村においても調査研究が行われている。

○委員長：「採択の方針」についてはこれでよいか。

○委員：了承。

○委員長：審議を進めていく中で関連するものがあれば、随時意見を出していただきたい。

#### 【2 採択の観点】

---

(●事務局：「採択の観点」について説明)

○委員長：今年度の本審議会においては、検定済教科書及び著作教科書は対象ではなく、一般図書のみ

が対象である。一般図書の採択の観点として提案されたが、今後それぞれの図書の内容について専門調査員が調査するときの基準となるものである。

○委員：採択の観点は毎年変わるものなのか。

●事務局：「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた配慮・工夫の観点は、昨年度追加されたものであるが、必ずしも毎年変わるわけではない。学習指導要領の改訂の際には改めて観点の検討をすることはある。また、国から通知等により示されたとき等には再検討を行う。

○委員：この採択の観点は紙の図書をイメージさせるが、デジタル教科書に関しての視点等はどのような判断がなされているか。

●事務局：一般図書に関して、デジタルのものを使用することについて、現時点では文部科学省等から具体的なことは示されていない。どのような形になっていくかは注視しながら適切に対応してまいりたい。

○委員：了承。県として、今後、積極的に検討して、場合によっては国に働き掛けていくことも視野に入れてもよい。

○委員長：現場レベルでは ICT の端末がかなり活用されている実態があるが、教科書の採択ということに関して言うと、国の動きを多少慎重に待って動くほうがよいのかもしれない。

○委員：通常の学級の子どもであれば概ねの目安が分かるが、特別な支援を要する子どもは能力や特性を踏まえて選んでいるのか。

●事務局：検定済教科書や著作教科書の使用が困難な児童生徒子どもに、一般図書を教科書として採択したいときには、その本でどのように教科の内容を扱うのか検討を要する。そのために、子どもの実態を踏まえることが重要である。そのうえで、適切な教科書を選んでいく。

○委員：新一年生での教科書の選択は、入学してから子どもの様子を見て、先生が決めていくのか。

●事務局：幼小の連携を進めていて、小学校に入学する前からその子どもの様子を幼稚園等に見に行っている。そこで子どもの実態を把握し、選定している。

○委員：就学前の子どもの保護者がとても不安に思いながら、特別支援学級に在籍して学ぶのか通常の学級に在籍して学ぶのか悩んでいる方もいる。その子どもに合わせて教科書を選んでいることを知ることができ安心した。

○委員長：子どもの特性に合ったものを適切に選ぶことについて、事前の連携は取れている部分が多いようである。採択の観点について、了承いただけるか。

○委員：了承。

### 【3 採択の手続】

---

(●事務局：「採択の手続」について説明)

○委員：それぞれの学校がどのような教科書を使っているのかということ、県立のみならず市町村立の学校も含めて、積極的に発信しく方がよい。

●事務局：県としては、ホームページにおいて、どのような議論がなされどのような教科書が採択されているかについては情報公開をしている。各校がどのような教育をしようとしているか、教科書から見える部分もあるので、各校での情報公開も非常に大切どころだと考えている。

○委員長：事務局から説明があったが、採択の手続きについて、審議会の案として承認いただけるか。

○委員：了承。

### Ⅱ 「選定に必要な資料」について

(●事務局：「研究資料」について説明)

○委員：専門調査員の構成はどのようになっているか。

●事務局：総合教育センター1名、市町村立の学校の教員1名、特別支援学校の教員3名、当課2名の計7名である。

○委員：了承。

○委員長：選定に必要な資料について、この様式に従い調査研究を進めてよいか、また専門調査員を設置していくがよいか。

○委員：了承。

○委員：研究資料について、主体的、対話的で深い学びの実現ができるような配慮や工夫があることの記述がよく分からない。配慮や工夫がなされているところに印などが付いていれば分かりやすい。

○委員長：学習者が、このような学びを得られるということが書かれており、その点ではある程度実現しているとも考えられ、ある意味で、配慮や工夫について、意識して書かれているとも理解できる。今の意見も念頭に置きながら、専門調査員会において意識した記述に努めていただきたい。

## 7 その他

## 8 閉会